

介護報酬に関する意見(意見公募)

氏名 関根洋子
個人 利用者の家族

<意見内容>

私の母は平成12年2月より特別養護老人ホームに入所しています。

それまでは私が仕事を持っていましたので、デイサービス、一日6時間のヘルパー、3ヶ月ごとの老人保健施設で何とかやりくりしていました。月の負担額も在宅時で23万、老健入所時(個室)で約10万かかりました。

介護保険制度になると母は「介護度3」でしたから、上記のサービスを同様に受けると月額50万円程度になる計算になります。また介護度3の報酬の中では限度があり、今まで受けた通りのサービスは受けられなくなります。

幸い順番待ちで、介護保険制度実施2ヶ月前に特養ホームに入所出来、スタッフの暖かな介護のもと元気になり、入所出来たことを感謝しています。

そこで介護保険実施2年間の、特別養護老人ホームにおける介護保険報酬に関する矛盾点を述べたいと思います。

①入所者の入院時の施設への保証をして欲しい

高齢者なので突然の入院も多くなります。入院時にはその間施設への介護報酬はストップしてしまうと聞きました。それでは施設側もベットを空けて待っていては経営が成り立たなくなります。入所者は退院しても帰る所が無くなり、安心して治療も受けられません。幸い母の施設では長い間待っていただいていますが、施設の善意で成り立っているのです。入院期間にも施設への報酬がストップしないような報酬制度にして欲しい。

②施設への介護報酬を全体的にレベルアップして欲しい

現在の介護報酬の中では、施設はギリギリの人数、ギリギリの施設運営を強いられているようです。入所者の残された人生を豊かに送れるよう、入所者人数に対しての職員数の基準などを見直し全体の報酬を上げるよう改善して欲しい。

③介護保険・介護報酬における利用料徴収の不公平

施設入所者の介護報酬における利用料は、一見公平に見えて大変不公平だと思います。月30万近くの年金がある人も、月3万6千円程度の国民年金の人も、同額の7万円程度の利用料です。施設入所者は福祉制度の時は収入に応じた利用料でしたから、介護保険制度になって多くの人が利用料が安くなっています。(私のところもそうです)

『収入に応じた利用料+個々の家族の事情を考慮』が本当の平等になるのかなと思います。

☆この度介護保険制度開始から2年間経過し、見直しがされると聞いて居ます。この間の社会の動きを見ておりますと、不景気ということでいろいろな予算が削られています。大切な福祉に関するものも例外ではありません。しかし介護保険制度は高齢者によりよき介護を目指して、国民一人一人が負担しているのですから、現在よりシベルアップしなければ国民が負担した意味はないのです。ぜひよりよき見直しをして高齢者が豊かな人生を送れるよう改善をよろしくお願ひいたします。

【意見公表様式】(A4版 タテ、1枚以内)

冒頭に「介護報酬に関する意見（意見公表）」と記載

介護報酬に関する意見（意見公表）

○氏名又は名称・代表者の氏名

島説者権利施設 畠田放送ホーム 香取良二

○個人の場合：

以上記には、以下のいずれかを選んで記入して下さい。

1. 介護サービス利用本人

2. 利用者の家族

③ 介護事業サービス関係者()

4. その他

○団体の場合：事業又は活動の内容

介護支援事業

○意見内容

高齢介護支援費初期計算の新設

介護福祉施設サービスについては、施設での生活に慣れるために様々な負担を必要とする事から、入所日から80日間が限り、日々の30単位(月100単位)の初期加算が行なわれているが、居宅介護支援事業においても、新規の居宅サービス新規の作成時にかけては、アセスメント、相談援助、計画策定業者間の調整、カンファレンス、エクサイン等の実務量は大きく加えて、日数的状況や送迎されたり、新規居宅サービス計算加算として、新規単位数に限らずなく初回／回に限り360単位(算出根拠
 $150\text{単位} + 220\text{単位} + 240\text{単位} \times 3 \times \frac{1}{2}$)の初期加算が新設の改訂を要望します。

(注)

- 上記事項は分科会にて公表いたします。ただし、氏名が匿名のものや、介護報酬に関する意見が記載されていないものは、公表いたしません。
- 上記事項を記載した用紙とは別に、
 - 住所
 - 電話番号
 - 連絡者の氏名の3事項を記載した用紙を提出して下さい。これら3事項は、分科会での公表はいたしません。

私はデイサービスの職員です。現在の介護報酬では要支援が400単位、要介護1と2が473単位、要介護3と4と5が600単位です。（併設通所介護4と6）

デイサービスでは入浴を目的として通われることがたが、割もいらしゃいます。うなみデイではできるだけのんびりかたり自分のペースで入浴して頂いています。やはりその介助は大変です。一人で8人で10人もお風呂に入れなければならぬ事もあります。要支援や要介護度の低い方では一度に三人で三人を一人のスタッフが入れる事ができます。介護度の高い方は最初から最後までマンツーマンを入れ時間も一時間かかる事があります。その反対に一時間で要介護度の低い方は四~五人を入れられます。どうするかただでさえ経営が苦しいデイサービスは採算を合わせるために介護度の低い方を受け入れるを得なくなります。（要介護5人へ→6666円 要支援5人 2020円）

現に小樽市内で介護度の高い人はなるべく受け入れなど、う施設もあります。けれども本当に家族が大変で入浴させるのが難しい方は要介護度の高い方だと思って、介護度の低い浴介助を必要とする方は3~5の方なのに、今の報酬の差では家族の大変さを考慮して受け入れてこのデイサービスこそが経営の悪化をまぬがれません。もう少し報酬に差をつけなければなりません。要介護3と4と5では差がありますが、ありますようにも指摘しておきたいとすし、要介護5を車椅子の人よりも要介護1か2で（身体は健康なもの）が希望があり、5分と目を離せない介護が必要な方がいることも考えてほしいです。今の料金方法では体が元気であれば低い報酬だとこれがちです。しかし、しっかりと要介護をもぐれば一日中一人の職員がつまつキラの痴呆の要介護一人もいることがあります。

また、今回職員（例えば看護婦がいり日、ケースワーカーがいり日）が不足の場合は報酬が割減となります。これまでうちのデイはドライバーにいく人に別れた（利用者を選択してもらつて）介護を行なっていました。けれど、介護保険導入後は行かない人を一人か二人で職員が介護する体制では基準に達しないため、う割減になるのです。減額にならざるには全員に行つても、職員も全員行かねばならぬことの事。

なせ行き立くな人を連れて行かねはならぬので、施設を選べよつにしたた、措置がう選択へ変更にはすむにかけての人に強制的介護をしてあります。ドライバーが大好きな利用者にはゆく誤りませんが、一人でも行かない日はゆくしてします。

たまには温泉につれて行かねばならないのがう、施設を選べよつにしたた、措置がうじーに園に行きた利用者の方から色々な意見が出され、職員も実行してあげたが気持ちで一杯なのに三割減の報酬がネットとなつます。もう一度利用者の主体性、自己決定を尊重した介護ができるようにしてほしです。

介護報酬に向けた意見(意見公募)

高松孝子 ③ ホームヘルパー

京都福祉サービス協会

意見内容

訪問介護の3類(身体介護、複合型、家事援助)を廢止して一本化にしてほしい

ヘルパー活動として何が一番つかいしかと言えば家事援助です。介護はスニアルがありそのとおりにしたらいいのですが、家事はその人の人生を受け入れることであり人間にとって一番大切な依食住を担う事です。たとえばおじいさんを煮るにち、その人の切り方、味付けのこだわり家庭で全部違います。掃除もその家のやり方が別まれ、買物も利用者の思いとおりのものを買うのはつかいです。そして高齢者がどうすれば在宅で健康な暮らしができるかヘルパーの高度な技術が要求されます。これまでに大変な仕事か介護より単価か仕事の納得度がいいません。

それと家事で活動して、当時の事ですが、身体がどうにもよくないのと病院へ点滴を打ちに連れていくのはいと恥まれたのかであります。それは先まませんと断られますがえませんで、それで失業されても事務所の許可が下りません。それにはあればいいのです。こんな事おかしいと思います。何の苦の心のヘルパーするのかと好むか二みあげてます。必要な時に必要な活動ができます。それは介護の種類を分けてしまった為で、人間は生きてるもので可物ではありません。人を援助するのに介護も家事もないのです。

どうか、一本化にして仕事をして下さい。やむにお願いします。

介護と家事を同じ単価にして下さい。介護の単価を下げて家事の単価を上げて下さい。

平成14年2月22日

介護報酬12割引意見（意見公募）

1. 住所氏名

竹田 順

(社)某介老人をかたる家族の会会員、竹田 順

2. 介護保険利用者の家族(夫)

3. 意見内容

訪問介護(ホームヘルパー)の介護報酬の単位が訪問看護等他の介護事業者の介護報酬の単位と比較して、バランスの取れていません。訪問介護の介護報酬の是正(引上げの方針)を要望する。

特に老人介護の在宅介護で、介護度5の全介助でも介助はホームヘルパー1人分の神であります。ヘルパー1人に対しては在宅介護は成立しません。また、仕事に見合った報酬の作られていません。そもそも、訪問介護事業者自体も成立しません。これまでには介護保険制度の根幹を揺さぶることとなりました。

かって訪問看護、訪問介護、通所介護等の諸介護サービスの支援を受けて全介助を要する介護度5のアーバンハイマー病・Dementia症の妻を最後まで在宅介護し、看取る終末在宅介護者たゞ夫として、特に訪問介護の介護報酬が他の介護事業者の介助と比較して格段に低いことから当初から気をつけられていたのです。是非とも改善を要望する。